

茨城デスティネーションキャンペーンロゴデザイン等制作業務委託の公募に係る説明書

公告日 令和3年12月6日（月）

1 担当部局

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局

（茨城県営業戦略部観光物産課 誘客営業グループ 担当：岡崎）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電 話 029-301-3622（直通）

メールアドレス kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 茨城デスティネーションキャンペーンロゴデザイン等制作業務委託
- (2) 委託業務の目的 2023年秋に実施される「茨城デスティネーションキャンペーン（以下、茨城DC）」に向けて、茨城DCのテーマやコンセプトを分かりやすく、印象強く伝えるため、ロゴデザイン（シンボルマーク及び文字ロゴ）を作成し、各種PRの際に使用することで、本県のイメージ向上と効果的な誘客促進を図る。
- (3) 委託業務の内容 茨城デスティネーションキャンペーンロゴデザイン等制作業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで
- (5) 見積限度額 金 830,500円
(消費税及び地方消費税額 75,500円を含む) 以内
なお、この金額は事業の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 茨城県内に事業所を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

4 企画提案書の提出手続き

(1) 提出物

- ① 企画提案提出書（様式第1号）
- ② 資格要件に係る申立書（様式第2号）
- ③ 企画書（任意様式）

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示してください。

1 実施方針	本事業に対する基本的な考え方、取組方針
2 別添仕様書	「4 委託業務内容」の具体策
3 同種又は同種業務の実績	
4 実施体制	職員の配置や体制の考え方、スケジュール

- ④ 見積書
- ⑤ 会社概要

(2) 提出部数

- ①、②及び⑤については、1部提出してください。
- ③、④については、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を5部、社名を記載したものを1部提出すること。

(3) 提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和3年12月22日（水）午後4時（必着）
- ② 提出先 1 担当部局と同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残るもの）に限る。

5 プレゼンテーション

実施しません。

6 業務委託者の選定

(1) 選定方法

担当部局内に設置する審査委員会において、提出された企画書を（2）の評価項目に基づき、審査したうえで決定します。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

企画提案力	① 提案内容の的確性 ② 提案内容の独創性 ③ 提案内容のデザイン性
運営力	④ スケジュール・実施体制の妥当性 ⑤ 同種又は同種業務の実績
経済性	⑥ 見積金額の妥当性

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、審査委員会終了後に通知します。
- ② 審査の内容については一切公表しません。
- ③ 結果についての異議申し立ては一切認めません。

(4) 業務委託の方法

いばらき観光キャンペーン推進協議会は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結します。なお、採用案を必要に応じ修正する場合がありますのでご了承ください。

(5) その他

- ① 提出された企画書等は返却しません。
- ② 企画書の作成にかかる費用はすべて事業者の負担とします。

7 説明書の内容に関する質問

(1) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、簡易なものを除き、質問書（様式第3号）を担当部局へ電子メールにて提出してください。

質問受付期限 令和3年12月10日（金）午後4時（必着）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、茨城県公式観光情報ホームページ「観光いばらき」上で公開します。

質問に対する回答公開日 令和3年12月14日（火）午後3時（予定）

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和3年 月 日

いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

茨城デスティネーションキャンペーンロゴデザイン等制作業務委託について受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和3年 月 日

いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

いばらき観光キャンペーン推進協議会が実施する「茨城デスティネーションキャンペーンロゴデザイン等制作業務委託」の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- 2 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 4 茨城県内に事業所を有する者であること。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 6 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(様式第3号)

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局

(茨城県営業戦略部観光物産課 誘客営業グループ 担当：岡崎)

TEL 029-301-3622

メールアドレス kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp

質 問 書

業 務 名		茨城デスティネーションキャンペーンロゴデザイン等制作業務委託
質 問 者	所 属	
	氏 名	
	連絡先 (電話・FAX・e-mail)	
質 問 内 容		